

第3日目 第5セッション（14時00分～15時00分）

特定の相続人を後継者とした場合に、その後継者に株式を集中させる方法

事業承継と相続

2020年11月16日

松村・茂永法律事務所 弁護士 茂永 崇

大阪市北区西天満4丁目6番19号北ビル2号館603号室

電話：06-6361-6171 FAX:06-6362-6075



JCG

一般社団法人事業承継コンサルティンググループ
<http://www.jigyo-shokei.org/>

目次

I. 事業承継

II. 遺留分対応

III. 議決権対応

IV. その他

I - I 事業承継の類型

『事業承継ガイドライン』

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2016/161205shoukei1.pdf>

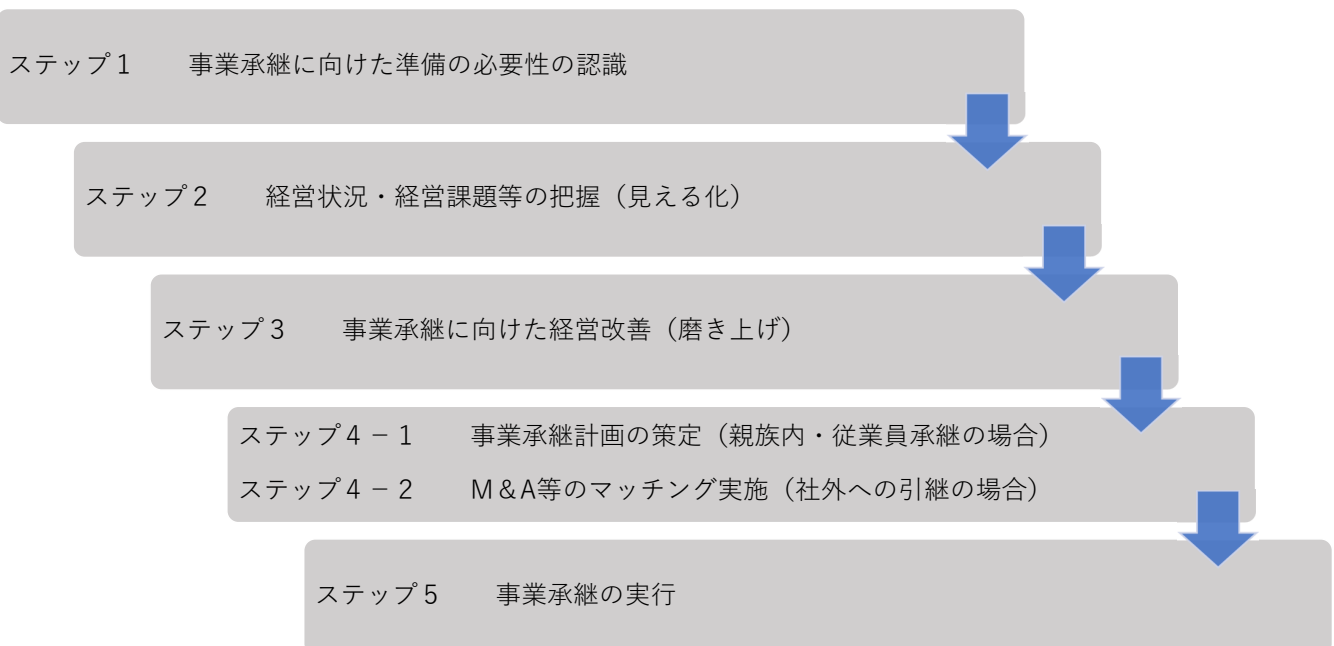
- ① 親族内承継
- ② 役員・従業員承継
- ③ 社外への引継（M&A等）

* 『中小M&Aガイドライン』

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200331001/20200331001.html>

3

I - II 事業承継に向けた5ステップ



4

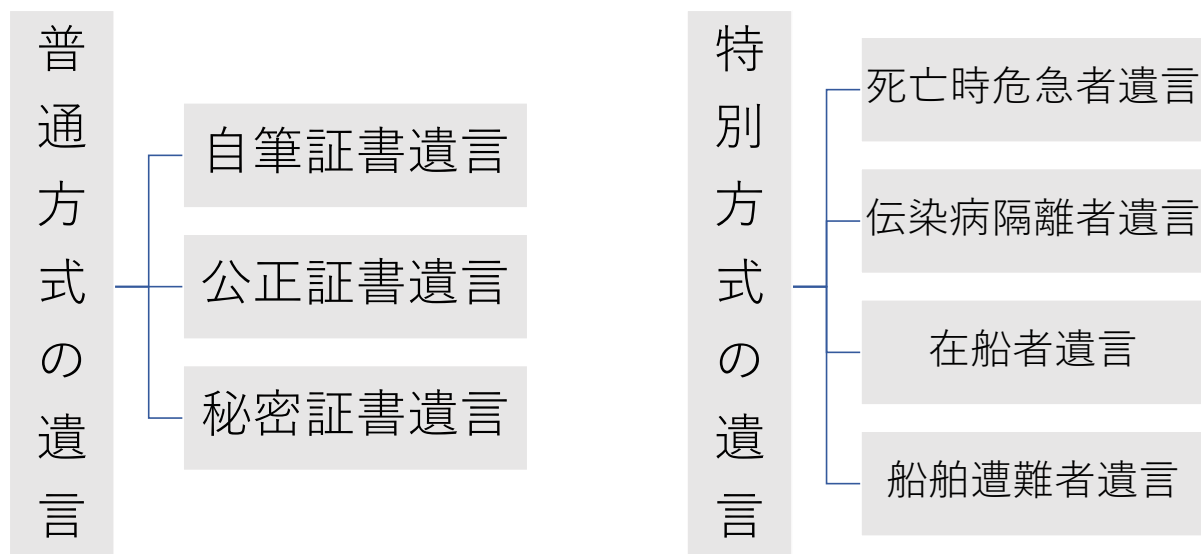
II 遺留分対応① 遺留分とは

・遺留分制度は，兄弟姉妹以外の相続人について，その生活保障を図るなどの観点から，被相続人の意思にかかわらず被相続人の財産から最低限の取り分を確保する制度であり，遺留分とは，その相続人の最低限の取り分を示す概念である（『一問一答新しい相続法』商事法務）。

●「遺留分を侵害しないように，遺留分を考慮したかたちで，遺産の分配方法を定めた遺言書を作成する」のが大原則

5

* 遺言の種類



6

II 遺留分対応② 図表 1

図表 1	財産	合計	4億0000万円	
		(内訳)	① 自宅	1億0000万円
			② 現預金	5000万円
			③ 会社株式	2億5000万円
家族関係				
	社長 ゆたか	妻 花子		法定相続分 2分の1 遺留分 4分の1
	長男 一郎	次男 次郎		法定相続分 4分の1 遺留分 8分の1
遺留分	妻（花子）	→	遺産の4分の1=1億円	
	次男（次郎）	→	遺産の8分の1=5000万円	

7

II 遺留分対応③

・図表1では、遺留分は妻：1億円，次男：5000万円であるから、遺言書により、「妻には自宅を，次男には現預金を遺贈する（相続させる）。」とすることにより，遺留分侵害は生じない。

・図表1は会社株式以外にも自宅や現貯金などの財産がある場合なので，問題が生じない。

それでは，会社株式以外にあまり財産がない場合はどうなるか。

→ 図表2

8

II 遺留分対応④ 図表2

図表 2	財産	合計	4億0000万円	
		(内訳)	① 現預金	5000万円
			② 会社株式	3億5000万円
家族関係				
		法定相続分	2分の1	
		遺留分	4分の1	
		法定相続分	4分の1	
		遺留分	8分の1	
遺留分	妻（花子）	→	遺産の4分の1=1億円	
	次男（次郎）	→	遺産の8分の1=5000万円	

9

II 遺留分対応⑤

① 遺留分の放棄（民法1049条1項）

「相続開始前における遺留分の放棄は、家庭裁判所の許可を受けたときに限り、その効力を有する。」

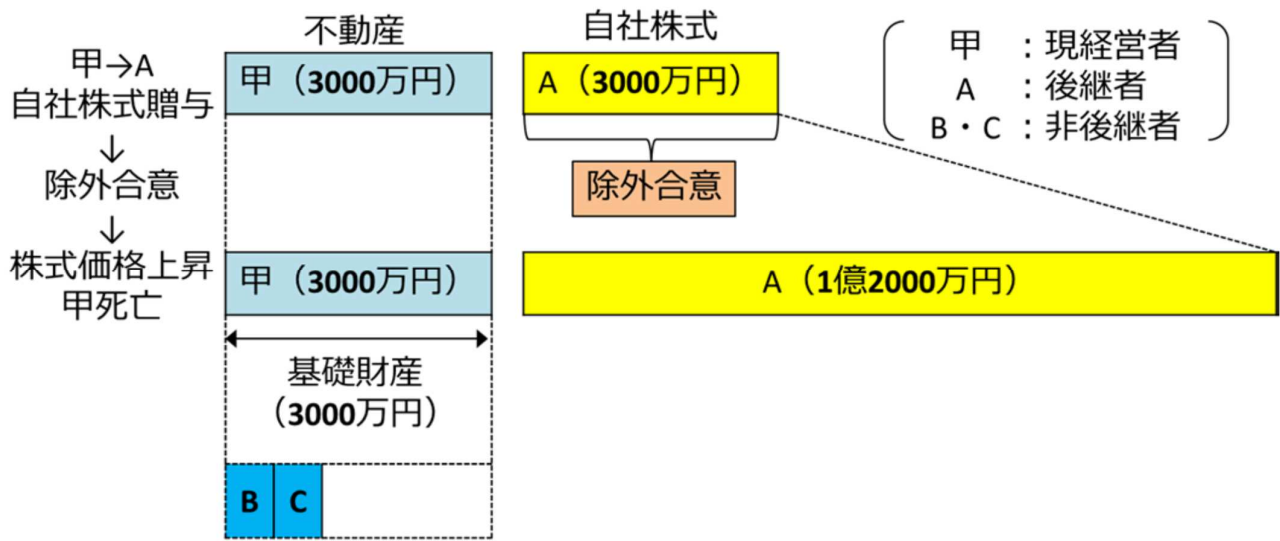
② 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（中小企業経営円滑化法）4条（民法特例）

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2019/190716minpoumanual.pdf>

- ・ 除外合意
- ・ 固定合意
- ・ H31法改正により個人事業主も利用可能となる。

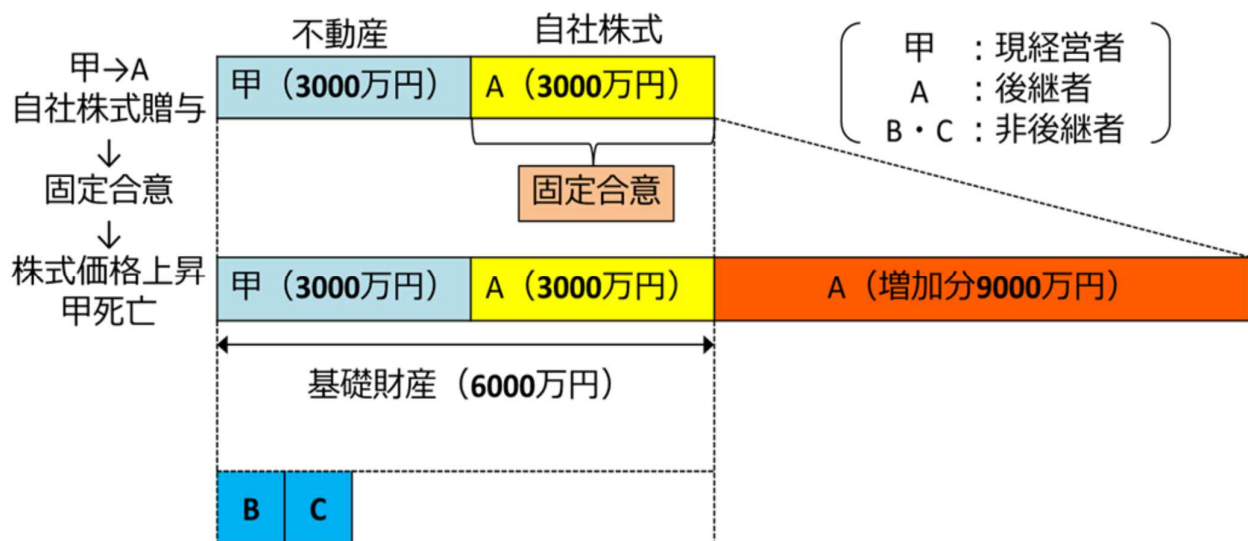
10

II 遺留分対応⑥除外合意 「事業承継ガイドライン」より



11

II 遺留分対応⑦固定合意 「事業承継ガイドライン」より



12

II 遺留分対応⑧ 遺留分制度の改正

- 平成30年民法改正により、遺留分制度が改正された。
施行は令和元年7月1日であり、同日以降に生じた相続に適用される。
- 金銭債権化
- 相続人になされた贈与の遺留分算定における時間的限界

13

III 議決権対応① 議決権対応の必要

- 図表2のように、会社株式以外にめぼしい財産がない。
- 遺留分の事前放棄してもらえない。
- 中小企業経営円滑化法4条の民法特例も使えない。
- 遺留分侵害額を支払うこともできない。

→ 花子・次郎の遺留分を侵害しないように、会社株式を花子・次郎にも相続させざるを得ない。

→ 太郎だけではなく、花子・次郎も株式を持つことになり、株式・議決権が分散し、経営の安定に支障がでる可能性がある。

14

Ⅲ 議決権対応② 種類株式

No.	異なる内容を定める事項	例
1	剰余金の配当	普通株式よりも優先して剰余金の配当を受けることができる優先株式
2	残余財産分配	会社が破産または清算した場合の残余財産について、普通株式よりも優先して分配を受けることができる優先株式
3	議決権を行使することができる事項	議決権を全く持たない無議決権株式 取締役選任権のみ有する株式
4	株式の譲渡	株式の譲渡について会社の承認を必要とする譲渡制限種類株式
5	株主から会社への取得請求権	株主が会社に対し、当該株主の保有する株式の買取を請求することができる取得請求権付種類株式

15

Ⅲ 議決権対応③ 種類株式

No.	異なる内容を定める事項	例
6	会社から株主への取得請求権	株主の保有する種類株式について、一定の事由が生じたことを条件として、会社が強制的に当該株式を買い取ることができる取得条項付種類株式
7	株主総会特別決議による当該種類の株式全部の強制取得	株主総会の特別決議により、強制的に当該種類の株式全部を会社が取得できる全部取得条項付種類株式
8	株主総会決議事項等に関する拒否権	株主総会・取締役決議事項について、当該種類の種類株主総会における承認決議を必要とする拒否権付種類株式
9	種類株主総会での取締役等の選解任	種類株主総会において取締役・監査役等を選解任することができる選解任種類株式
10	株主ごとの異なる扱い（種類株式ではない）	ある特定の株主についてのみ、1株1議決権の原則の例外を認める（A株主が所有している株式については1株100議決権とするなど）

16

Ⅲ 議決権対応④ 種類株式の活用

- 1 議決権制限種類株式 (No. 3)
→ 優先配当権付議決権なき株式 (No. 1 + No. 3)
- 2 取得条項付種類株式 (No. 7)
- 3 拒否権付株式 (No. 8)
- 4 株主ごとの異なる扱い (No. 10)

17

Ⅲ 議決権対応⑤ 具体例

豊中商事株式会社

●株主構成

社長 60%

社長の弟 A 20% * 豊中商事にて勤務

遠戚 B 20% * 九州にて自営業

●社長の希望

豊中商事に勤務している息子 (株式0%) を後継にしたい。

Bの株式を整理したい。

できればAの株式も整理したい。

18

Ⅳ その他① 事業承継税制の特例

- ・平成30年度改正「事業承継税制の特例措置」

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/jigyo-shokei/index.htm>

- ・社長交代で、社長から後継者である息子に株式を贈与するレバ贈与税が課税されるし、相続の場合でも相続税が課税される。
- ・贈与税、相続税は、実際に贈与や相続が発生したら申告をして、その後納税をしなければならないが、それを猶予してもらえる。

19

Ⅲ その他② 経営者保証ガイドライン

- ・『経営者保証に関するガイドライン』（H25.12月）

- ・『事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則』（R1.12月）

<https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/>

20

「事業承継時の経営者保証の取扱いについては、原則として前経営者、後継者の双方から二重に保証を求めないこととし、後継者との保証契約に当たっては経営者保証が事業承継の阻害要因となり得る点を十分に考慮し保証の必要性を慎重かつ柔軟に判断すること、前経営者との保証契約については、前経営者がいわゆる第三者となる可能性があることを踏まえて保証解除に向けて適切に見直しを行うことが必要である」（特則2項）